

# 兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第16号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

| 規 則                              | ページ |
|----------------------------------|-----|
| ○ 兵庫県民会館管理規則を廃止する規則（芸術文化課） ..... | 2   |

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県民会館管理規則を廃止する規則（規則第22号）

兵庫県民会館について、耐震基準を満たしていないとの耐震診断の結果を踏まえ、県民の利用に供さないこととすることに伴い、兵庫県民会館管理規則を廃止する。

## 規 則

兵庫県民会館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**兵庫県規則第22号**

**兵庫県民会館管理規則を廃止する規則**

兵庫県民会館管理規則（昭和49年兵庫県規則第26号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。